

既存住宅の無償保証の目安

※詳細は弊社保証書の「建物保証基準書」を参照願います。

※機器本体についてはメーカー保証によります。

保証対象部分	保証期間	現象
基礎	10年	住宅廻りの段、踏段が著しく隆起し生活に支障がある。
		住宅の給・排水に支障が生じている。
		1階の床に構造亀裂が生じている。
		屋根の排水が困難になっている。
		基礎に構造亀裂が発生している。
		建具の開閉が困難で調整が不能である。
		住宅が傾斜し通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。
		基礎の一部に遊びが生じている。
		補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
柱・はり等	10年	建具の開閉が困難で調整が不能である。
		柱、はり、壁に構造亀裂、ねじれ、脱落等が生じている。
		通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。
		補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
床	10年	建具の開閉が困難で調整が不能である。
		通常転がらないものを机等の上に置いた場合、転がって止まらない。
		歩行に伴う振動が著しい。
		床に構造亀裂が発生している。
壁	10年	建具の開閉が困難で調整が不能である。
		壁に構造亀裂が生じている。※1
		壁の面外にたわみが生じている。※2
		上記の※1、2が原因となって表面仕上材が破損している。
		補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
壁(防水)	10年	外壁、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない
屋根(防水)	5年 機構が別に 定める屋根 仕様の場合 には10年	屋根は、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。
屋根	10年	1. 部材又はその結合部に構造的破損が生じている。
		2. 補修費が再建築費の20%以上になる損害が生じている。
ベランダ(防水)	5年	保証期間内に漏水が生じた場合。

[免責事項]

次の場合に発生した性能基準違反については、登録業者に保証責任はありません

1. 保証期間5年経過後に生じた白蟻等の虫害が原因の場合。
2. 保守期間2年経過後に建具から雨水が浸入した場合。
3. 植物の根等の成長が原因の場合。
4. 竣工後、ベランダ、物干もしくは水槽等の重量物を屋根に載せ又は登録業者以外の者が、それらの取付工事もしくはアンテナ工事のため屋根に上ることにより損傷を与えた場合。

[保証期間を10年とする屋根仕様]

1. 瓦葺屋根(粘土瓦、厚型ストレート、カラーベストコニアル)
2. シングル屋根(アスファルトシングル、不燃シングル)
3. 金属板葺屋根(ステンレス板、銅版)

保証対象部分	保証期間	品質性能基準
土工事	2年	盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、陥没、隆起、敷地の排水不良等の現象が生じ、使用上の不都合をきたしてはならない。 なお、これらの部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
コンクリート	2年	アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸、隆起、主要構造部とのはだわかれ等の現象が生じてはならない。なお、盛土、埋戻し部分のアプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走りテラス等に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は、性能を損なうものではありません。
木工事	2年	木造部分は木造の変形、変質により著しいそり、すきま、割れ、きしみ等の現象が生じてはならない。 なお、木材は年月の経過により収縮するものであり、羽目板、縁甲板、巾木等に多少の隙間ができるのはやむえないことがあり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
ボード、表装工事	2年	ボード、表装工事部分は、仕上剥離、変形、変質又は著しい浮き、すき、しみ等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。
建具、ガラス工事	2年	建具又は建具枠は、変形、腐蝕等の現象が生じ、開閉不良、がたつき等による機能低下をきたしてはならない。 外部建具は、建具から雨水が流入してはならない。
左官、タイル工事	2年	モルタル、プラスター、しっくい等の仕上部分及びタイル仕上の目地部分は、剥離、変退色、著しいひび割れ等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、これらの部分に軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅の品質又は、性能を損なうものではありません。
組積工事	2年	組積工事の目地部分は、亀裂、破損、仕上材の剥離等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、これらの部分に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凹凸は通常生じるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
塗装工事	1年6ヶ月	塗装仕上面は、白華、はがれ、亀裂等の現象が生じ、耐久性及び美観を損なってはならない。
屋根工事	2年	屋根ふき材は、著しいずれ、浮き、変形、腐蝕、破損等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。
防水工事	2年	浴室等の水回り部分は、タイル目地の劣化、防水層の破断、水回り部分と一般部分の接合部の防水不良等により、通常の使用状態で水漏れが生じてはならない。外壁開口部取付シーリング等の部分は、シーリング材の施工不良による劣化等により、雨水がこれらの部分から侵入してはならない。
断熱、防露工事	2年	壁紙、押入れ、床下等は、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用により、結露水のしたり、結露によるかびの発生等の現象が生じてはならない。
防虫処理工事	5年	軸組、壁等の防虫処理を行った部分は、白蟻ヒラキクイムシ等の食害により、損傷等が生じてはならない。なお、これらの食害を完全に防止することは困難です。
銑金物工事	2年	といは、脱落、破損、たれ下がり、著しい腐蝕等の現象が生じ、その機能を損なってはならない。 水切、雨押えの金属板は、継手のはがれ、浮き、著しい腐蝕等の現象が生じ、下地材への雨水の侵入防止機能を損なってはならない。
電気工事 (配管・配線)	2年	配管、配線は、接続・支持不良、腐蝕、破損等が生じてはならない。
電気工事 (コンセント・スイッチ)	1年	コンセント・スイッチは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。
給水、給湯、温水、暖房工事 (配管)	2年	配管は、接続・支持不良、電蝕、腐蝕、折損等の現象が生じてはならない。 配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。
給水、給湯、温水、暖房工事 (蛇口・水栓・トラップ)	1年	蛇口、水栓、トラップは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。
給水、給湯、温水、暖房工事 (厨房・衛生器具)	1年	厨房・衛生器具は、取付不調、水漏れ、排水不良、破損、作動不良等が生じてはならない。
排水工事	2年	汚水処理槽は、槽のひび割れ、腐蝕による漏水又は不等沈下により機能不全の現象が生じてはならない。
ガス工事(配管)	2年	配管は、接続・支持不良、腐蝕、破損等が生じてはならない。
ガス工事(ガス栓)	1年	ガス栓は取付不調、破損、作動不良等が生じてはならない。
雑工事	2年	換気口は、脱落、つまり、著しい腐蝕等の現象が生じ、雨、雪、鳥、ねずみ等の侵入及び換気性能の低下をきたしてはならない。 めがね石は、脱落、絶縁不良等が生じてはならない。

【免責事項】

次の場合に発生した性能基準違反については、登録業者に保証責任はありません

1. 植物の根等の成長が原因の場合。
2. 竣工後、ベランダ、物干もしくは水槽等の重量物を屋根に載せ、又は登録業者以外の者がそれらの取付工事もしくはアンテナ工事等のため屋根に上ることにより損傷を与えた場合。
3. 重量車両の通行による振動等が原因の場合。
4. 石油ストーブ、ガスストーブ等を、十分な換気を行わずに長期使用した場合。
5. 暖房機器の上で水を沸騰させる等多量に加湿した場合。
6. 小鳥等の糞により換気口がふさがれた場合。
7. 多雪地域以外の地域において、雪よりのいが脱落、破損又はたれ下がった場合。